

税務住民課(住民) (有)2-2031 (電)0749-48-8114 (F)0749-48-0594

令和8年度国民健康保険税について

※令和8年度から税率が改正され、新しく子ども・子育て支援金が始まります。

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。多賀町国民健康保険税の税率等は平成30年度から令和6年度までの7年間据え置いてきましたが、医療費の増加や加入者数の減少により、国民健康保険の財政状況は急速に悪化して

います。こうした現状をふまえ、国民健康保険の安定した財政運営を保つため、令和7年度に引き続き、税率等の改定をおこないました。令和8年度国民健康保険税の税率等は、表1のとおりです。また令和8年度の納税通知書は、7月中旬に送付する予定です。

表1.国民健康保険税率

区 分	算定基礎	医療分	後期高齢者 支援金分	介護保険分 (40歳～64歳)	子ども 子育て支援金
所得割	全加入者の令和7年中の旧ただし書き所得を合計した金額に対して	8.02%	2.83%	2.38%	0.28%
均等割	加入者1人あたり (未就学児は半額)	33,100円 <16,550円>	11,500円 <5,750円>	12,500円	1,200円 <18歳以上の方のみ>
平等割	1世帯につき	22,400円	7,900円	6,200円	729円
課税限度額		670,000円	260,000円	170,000円	30,000円
軽減	軽減基準所得に応じて 均等割+平等割の	7・5・2割	7・5・2割	7・5・2割	7・5・2割

表2. 軽減基準所得

軽減区分	軽減基準所得(世帯主および被保険者、旧国保被保険者の所得の合計)
7割	43万円+【(給与・年金所得者の数-1)×10万円】以下
5割	43万円+【(給与・年金所得者の数-1)×10万円】+31万円×(被保険者+旧国保被保険者の人数)以下
2割	43万円+【(給与・年金所得者の数-1)×10万円】+57万円×(被保険者+旧国保被保険者の人数)以下

※「給与・年金所得者の数」とは、給与所得者(給与収入が55万円を超える方)と公的年金の支給を受ける方(65歳未満:公的年金の収入が60万円を超える方、65歳以上:公的年金の収入が110万円を超える方)の人数。

福祉医療費助成制度(更新)について

福祉医療費助成制度は、乳幼児、子育て応援(小中学生)、高校生世代、重度障害者、重度障害老人、65～74歳老人、ひとり親家庭、ひとり暮らし寡婦、ひとり暮らし高齢寡婦、精神障害者精神科通院の制度を受けている方々の医療費の一部を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に実施しています。

8月1日以降に受給対象となる見込みの方には、更新申請書を7月中旬にお送りしますので、役場税務住民課へご申請ください。なお、制度によっては助成対象者ご本人、配偶者または扶養義務者に一定以上の所得がある場合は助成対象とならない場合があります。

※令和7年中の所得情報が把握できていない方につきましては、簡易申告書の提出が必要になります。(収入がまったくない方・障害年金等の非課税年金のみを受給されている方など)
※住民基本台帳上の世帯を分けていても、住所が同じ場合は同一生計として所得の確認をおこないます。また、別居していても、健康保険の扶養関係にある場合、所得の確認をおこないます。

税務住民課(住民) (有)2-2031 (電)0749-48-8114 (F)0749-48-0594

マイナンバーカード夜間・休日開庁のお知らせ 予約制

マイナンバーカードの夜間・休日窓口を開設します。開庁時間にご都合がつかない方はぜひご利用ください。いずれも必ず事前予約をお願いします。

夜間開庁について

■開庁日 7月16日(木)、8月20日(木)
■時 間 17時～19時30分(最終受付時間)

休日開庁について

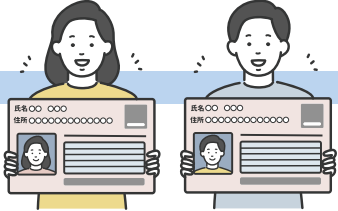
■開庁日 7月26日(日)、8月23日(日)
■時 間 9時～11時40分

対 象

マイナンバーカードの交付、電子証明書の更新、暗証番号のロック解除、マイナンバーカードの申請サポート

場 所

多賀町役場 税務住民課



ご予約・お問い合わせ

■予約受付時間 8時30分～17時15分
(土曜日・日曜日・祝日は除く)

■予約先 多賀町役場 税務住民課
(電)0749-48-8114
(有)2-2031

お電話の際に「マイナンバーカードの夜間・休日予約」とお伝えください。

注 意

- ・予約の受付状況によってはご希望に添えない場合があります。
- ・予約をされていない方は、当日受付できませんので、必ずご予約をお願いします。
- ・証明書などの発行、住民異動などの受付はできません。

証明書コンビニ等交付サービス一時休止のお知らせ

システムメンテナンスのため、以下の日時にマイナンバーカード等を利用した証明書コンビニ等交付サービスを休止

します。ご理解とご協力をお願いいたします。

■7月15日(水)終日 ※すべての証明書が発行不可

税務住民課(住民) (有)2-2031 (電)0749-48-8114 (F)0749-48-0594

日本年金機構 彦根年金事務所 国民年金課 (電)0749-23-1112

国民年金保険料の免除制度について

国民年金には、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、本人の申請によって保険料納付が免除される「**保険料免除制度**」があります。この制度は、本人とその配偶者および世帯主の前年の所得が下表の計算式で計算した基準額以下の場合に承認されます。

ただし、一部免除の場合、一部納付保険料が未納になるとその期間の一部免除は無効(未納と同じ扱い)になりますのでご注意ください。

また、世帯主の所得が多いため保険料免除に該当しない場合でも、50歳未満の方については、本人および配偶者のみの所得で審査して基準を満たせば、保険料納付が

猶予される「**納付猶予制度**」があります。

これらの保険料免除期間については、**7月から翌年6月までの1年間となり、令和8年度分の受付は、7月1日から開始となります。**

また、2年1か月前の月分まで遡及して免除申請をすることができます。保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れない場合があります。経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合は、まず保険料免除制度の対象となるか、彦根年金事務所までお問い合わせください。

保険料免除の承認基準(所得の基準)と月々の保険料

免除の段階	所得基準(令和8年度)	月々の保険料
全額免除	(扶養親族の数+1)×35万円+32万円 ※地方税法に定める障害者・寡婦・ひとり親であるときは135万円以下	0円
4分の3免除	88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額	4,480円
半額免除	128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額	8,960円
4分の1免除	168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額	13,440円